

原子力発電等に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電等に関する要請書

我々原子力発電施設立地地域は、国家の根幹であるエネルギー政策の一翼を担っている誇りと電力の安定供給により我が国の発展に貢献している自負を持って、これまで原子力とともに歩んできた。

しかしながら、福島第一原子力発電所事故により、約半世紀にわたる我が国の原子力発電の歴史の中で築かれてきた、原子力に対する安心と信頼は覆され、原子力発電を基幹電源としたエネルギー政策の見直しも迫られる結果となった。

このことは、原子力発電所の長期停止等を招き、原子力が地場産業の一つとまでなっている立地地域の経済・雇用に深刻な影響を与えているだけでなく、社会経済活動の基盤となる電力供給を脆弱なものとし、国家の行く末をも危うくさせている。

一方、先月8日に新たな規制基準が施行され、一部の原子力発電所においては新基準に基づく適合審査が進められているが、原子力規制委員会においては、原子力利用における安全確保を図るため、人材・人員の強化を図り、常に最新の知見を反映するとともに、現場を重視するという組織理念に則り、立地地域との間に十分なコミュニケーションを築き、安全規制、防災対策の実効性をより高いものとしなければならない。

このような状況を踏まえ、国においては、福島第一原子力発電所事故による被災者の生活再建を何よりも優先に取り組むとともに、原子力に対する国民の信頼回復と立地地域を取り巻く諸課題の解決に向け、次の事項に速やかに取り組むよう、総会の総意に基づき強く要請する。

平成25年8月7日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 河瀬 一治

重点項目

【被災地の復興について】

福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた被災地の復旧・復興は、何よりも最優先に取り組まなければならない課題である。国は、被災者の声に耳を傾け、損害賠償、除染、生活基盤の再建など、被災者が安心して安全な生活を取り戻すために必要な取組を加速させ、被災者の望む復興の早期実現に全力を尽くすことを強く求める。

【安全規制・防災対策について】

原子力の大前提である安心安全の確保のためには、福島第一原子力発電所事故を教訓に、真の安全文化の確立が必要不可欠である。国は、現場である立地地域との緊密なコミュニケーションを取りつつ、国内外の多様な知見を踏まえた、真に実効ある安全規制・防災対策に取り組むことを強く求める。

【原子力政策について】

原子力政策を含むエネルギー政策については、あらゆるエネルギーの特徴を踏まえ、可能性を幅広く検証し、持続可能なエネルギー構成を見いだすことが重要である。国は、エネルギー安全保障や地球温暖化、国際情勢などを勘案し、我が国における原子力発電の位置付けを明確にし、国民生活の向上及び社会・経済活動の発展に資する実現可能なエネルギー政策を早急に示すことを強く求める。

【立地地域対策について】

原子力発電所の長期停止や建設工事の延期は、立地地域の経済や雇用はもとより、まちづくりにも深刻な影響を及ぼしている。国は、電力の安定供給が我が国の発展を今日まで支え続けてきたことを認識し、国策である原子力政策に協力してきた立地地域への支援を行うことを強く求める。

具体的事項

【被災地の復興について】

(1) 被災地の復旧・復興

- ① 国は、被災地を一日も早く復興させるため、市町村が策定した復興計画の実施に対して積極的に携わり、必要な施策を速やかに講じること。
- ② 国は、雇用・教育・子育て・医療・住居・行政機能など、生活基盤の早期再建に全力を尽くすこと。
- ③ 国は、被災地に対し、長期派遣により職員・専門家を常駐させるなど、継続的な人的支援を行うこと。

(2) 被災者の健康管理

- ① 国は、健康への不安の解消や被ばくによる万一の健康被害に備え、被災者への継続的な健康調査を実施し、その検査結果や事故後の行動などを記録・管理すること。
- ② 国は、被災者に生じた健康被害への補償について、将来にわたり責任を持って行うために、法制化を図ること。
- ③ 国は、被災者の精神的ケアを長期的に実施すること。

(3) 被災者への損害賠償など

- ① 国は、被災者の立場に立ち、福島第一原子力発電所事故に伴い発生したあらゆる被害に対し、被災者が納得できる損害賠償となるよう中間指針の見直しを行うなど、実態に見合った損害賠償の方針を示すこと。
- ② 国は、事業者が被災者に対して迅速かつ確実に損害賠償を行うよう、責任を持って指導すること。
- ③ 国は、被災者が損害賠償の機会を失うことのないよう、事業者と連携し、未請求者の掘り起こしに取り組むこと。
- ④ 国は、損害賠償請求権について、被災者が直ちに請求することが困難な状況にあることなどを踏まえ、全ての被災者に権利の消滅までの十分な期間を保障するため、民法上の消滅時効の適用を排除する立法措置を講ずること。
- ⑤ 国は、原子力損害賠償紛争解決センターの組織体制の強化・充実を図り、被災者に対する損害賠償が、迅速・公正・適正なものとなるよう取り組むこと。
- ⑥ 国は、国策である原子力発電が甚大な原子力災害を招いた事実を強く認識し、長期避難を強いられている被災者の生活再建のため、被災者生活再建支援法が定める長期避難世帯に対する支援と同等の支援制度を創設するなど、国の責任による救済措置を講ずること。

(4) 被災地の除染

- ① 国は、事故発生前の状態へ早期に回復するため、被災地域の徹底的な除染について責任を持って行うこと。
- ② 国は、着実な除染を実施するため、厳格な作業管理を徹底すること。
- ③ 国は、より効果的な除染を実施するため、除染技術の向上に継続的に取り組むこと。
- ④ 国は、除染廃棄物などの中間貯蔵施設に関し、関係市町村及び地域住民と丁寧な対話を行うとともに、国民に対し、その重要性や影響などについて十分に情報を提供すること。

(5) 福島第一原子力発電所の安全確保

- ① 国は、福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた事業者の取組について、継続的に指導・監視を行うとともに、国民が不安に陥ることのないよう、広く周知・広報を行うこと。
- ② 国は、福島第一原子力発電所の仮設設備におけるトラブルなどが、再び大きな事故につながることはないよう、事業者に対して厳格な安全管理を徹底するよう指導すること。

【安全規制・防災対策について】

（１）安全規制の強化

- ① 国は、規制基準に基づき、原子力発電所の安全性について迅速かつ確実に審査を行うこと。
- ② 国は、福島第一原子力発電所事故及び原子力災害に至った原因の調査・検証を継続して行い、安全規制に確実に反映すること。
- ③ 国は、徹底した情報公開による透明性の確保と、多様な知見を取り入れた公平な議論に最大限努め、国民から信頼される安全規制を実行すること。
- ④ 国は、安全規制に携わる人材の大幅な増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図ること。
- ⑤ 国は、新たな規制基準により、どのように原子力発電所の安全性が向上するのか、また、安全審査の結果や経緯などについて、立地地域及び国民に分かりやすく説明すること。
- ⑥ 国は、各原子力発電所における破砕帯調査や耐震安全性評価について、科学的データなどに裏付けられた明確な判断根拠を示し、立地地域及び国民に分かりやすく説明すること。
- ⑦ 国は、立地自治体への円滑な情報伝達や住民への広報活動の充実を図るため、原子力規制事務所の役割と機能を強化すること。
- ⑧ 国は、立地自治体の説明要請に対しては、原子力規制事務所のみならず、原子力規制委員会自らが地元へ赴き説明を行うこと。

（２）原子力防災対策の強化

- ① 国は、原子力災害対策指針をより具体化するなどの充実を図るとともに、原子力災害時においては主導的な役割を果たすこと。
- ② 国は、避難道路の整備や既存道路の改良、情報伝達のための通信網の強化について、関係省庁が認識を共有し、横断的かつ主体的に関与し、立地地域の状況に応じた対策を早急に講ずること。
- ③ 国は、複合災害時においても、緊急モニタリング結果や放射能拡散予測結果など、住民対応に必要な情報を迅速かつ確実に市町村に伝えることのできる情報伝達体制を構築すること。
- ④ 国は、原子力災害の広域化に備え、広域避難や行政機能移転などについて、関係機関の調整を主導して行うこと。
- ⑤ 国は、原子力災害時における避難者の大量輸送手段や要援護者の避難先の確保・搬送手段を速やかに準備できる体制を構築すること。
- ⑥ 国は、広域避難に係る避難経路・避難方法及び救援物資の輸送方法・計画などをあらかじめ設定し、一元的に管理すること。

- ⑦ 国は、オフサイトセンターの施設整備・機能強化及び代替防災拠点の整備を速やかに行うこと。
- ⑧ 国は、原子力災害時において、迅速にスクリーニングや除染などが行える体制の整備を行うこと。
- ⑨ 国は、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、避難指示や関係者の調整を戦略的・総合的に行うことのできる専門職員を育成し、事故発生時には迅速に指示、調整を行える体制を整備すること。
- ⑩ 国は、原子力災害時に防災担当職員を市町村に派遣できる体制をあらかじめ確立し、災害発生時には確実に職員を派遣すること。
- ⑪ 国は、各市町村の防災拠点の機能強化など、市町村が独自に行う原子力防災対策強化のための事業に対し、財政支援を行うこと。
- ⑫ 国は、安定ヨウ素剤の管理・服用に関する基準を明確に示すとともに、広域避難や屋内退避の際にも住民に対して迅速かつ確実に配布・服用が行える手法や、服用時の副作用に対する対策などを示すこと。
- ⑬ 国は、テロなどの有事に備えた原子力発電施設の防護対策を強化すること。

【原子力政策について】

（１）今後の原子力政策

- ① 国は、エネルギー基本計画の改定にあたっては、原子力政策に深く関わらるる立地地域の意見を尊重し、我が国において原子力発電が果たすべき役割を明確に示すこと。
- ② 国は、核燃料サイクル政策の方向性や、原子力発電所の新增設・リプレース・廃炉について、明確な方針を示すこと。
- ③ 原子力規制委員会において安全性が確認された原子力発電所の稼働については、政府が責任を持って判断し、立地自治体や国民にその必要性を説明するとともに、稼働に至るまでの手順を明確にすること。
- ④ 国は、使用済燃料の貯蔵や処理処分を含めたバックエンドに係る諸課題について、消費地も含め徹底的に議論する場を設け、強いリーダーシップの下に解決に向けた取組を着実に進めること。

（２）人材育成の強化・原子力の理解促進

- ① 国は、原子力安全に携わる技術者の人材育成及び技術継承のための取組を強化すること。
- ② 国は、原子力を含めたエネルギー問題や放射線について、学校教育や地域教育での充実を図るなど、正しく理解するための取組を強化すること。
- ③ 国は、原子力政策に対する立地地域の理解と信頼を得るため、自らが地元へ赴き、説明を尽くすこと。
- ④ 国は、我が国における原子力発電の意義や立地地域がこれまで果たしてきた役割を国民に説明し、理解を得ること。

【立地地域対策について】

（１）立地地域の経済・雇用対策

- ① 国は、原子力発電所の長期停止及び建設工事の延期などによる地域経済への影響の実態を把握し、地域の実情に応じた経済振興や雇用確保のための具体的施策を講じること。
- ② 国は、自治体が行う中小企業への資金繰り支援や雇用確保などの経済・雇用対策に対する財政支援を行うこと。
- ③ 国は、立地地域が自立して発展できるよう、各自治体の特性を活かした多様な産業の創出を支援すること。
- ④ 国は、立地地域における企業や人材の流出を防ぎ、新規企業の進出を促進するため、設備投資にかかる借入金の利子補給や電気料金補助制度の拡大、地元雇用に係る交付金制度の創設など、立地地域企業への特別な措置を講じること。

（２）電源三法交付金など

- ① 国は、電源三法交付金について、電力安定供給に資するための施策であることを国民に十分広報し、理解を得ること。
- ② 国は、電源三法交付金について、地域の実情に即した柔軟な運用が行えるよう、使途を自由裁量とし、事務手続きを簡素化すること。特に被災地については、事務手続きによって復旧・復興事業などが妨げられないよう、特別な対応を行うこと。
- ③ 国は、事故対応やそのための基金の積み立てが行えるよう、電源三法交付金の上積みを行うこと。
- ④ 国は、電源三法交付金について、立地市町村が対応を余議なくされる施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。
- ⑤ 国は、長期発展対策交付金について、算定に用いる「使用済燃料の貯蔵区分」のかさ上げ措置を講じるとともに、原子炉内への装荷済燃料についても交付金措置を講じること。
- ⑥ 国は、広報・調査等交付金について幅広い運用が行えるよう、使途の拡大と事務手続きの簡素化を行うこと。
- ⑦ 国は、原子力発電施設に係る固定資産税について、施設の稼働年数の実態に即し、税制上の耐用年数を延長するとともに、立地市町村の対応が不可欠となる施設の解体撤去完了まで、課税期間を延長すること。
- ⑧ 国は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について、立地地域における安全対策の必要性などを考慮し、対象事業の拡大や補助率のさらなるかさ上げなど、制度を拡充すること。

- ⑨ 国は、原子力事故による廃炉について、事故対応のための交付金の新設を行うなど、特別な措置を講じること。
- ⑩ 国は、核燃料税について、市町村配分を明記したガイドラインを示すなど、道県が積極的に市町村へ配分を行うよう指導すること。